

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置 （国12）（法人税：義） （地6）（法人住民税、事業税：義、事業所税、特別土地保有税：外） 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）が平成24年3月31日に期限を迎えることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るため、同法に基づく観光振興地域を、国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に分割することとし、各地域に観光関連施設を新・増設した場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進する。  【特例措置の内容】 （1）国税 観光関連施設（一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る。）の新・増設に係る投資税額控除（法人税）  現行の観光振興地域に係る特例の拡充（機械等 25%、建物等 15%、法人税額の20%限度額の緩和、投資上限額 20 億円の緩和、建物と附属設備の同時取得要件の緩和） ※対象施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。  （2）地方税 ①上記の観光関連施設に係る事業所等の事業所税の特例 資産割 課税標準 1/2（5年） ②観光関連施設を新・増設した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。
3	担当部局	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設 （参考）現行観光振興地域における租税特別措置の経緯 平成 10 年 4 月 制度創設 平成 14 年 4 月 地域指定要件、対象施設要件の緩和

		平成 19 年 4 月 制度の延長及び対象施設の拡充
6	適用又は延長期間	平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の更なる発展を目指す。 《政策目的の根拠》 ・沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」（平成 23 年 7 月）の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立的発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け ・【政策】沖縄政策の推進－【施策】沖縄における産業振興
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数約 780 万人、観光収入約 7,000 億円、1 人当たりの観光消費額 85,000 円、平均滞在日数 4.28 日の達成。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄県における入域観光客数、観光収入、1 人当たりの観光消費額、平均滞在日数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 入域観光客数、観光収入、1 人当たりの観光消費額、平均滞在日数の増加により、観光産業の更なる発展が図られ、沖縄の自立型経済の確立に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 5施設／年 沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、将来の予測を記載。
		② 減収額 国税：（平年度）62 百万円 地方税：（平年度）79 百万円 沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、各施設ごとに見込まれる減収額を積み上げることにより算定。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 （平成 22 年度の実績） ・入域観光客数：572 万人（うち外国人観光客数：28 万人） ・観光収入：4,033 億円

		<p>・観光客一人当たりの県内消費額: 70,536 円</p> <p>・平均滞在日数: 3.78 日</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>分析対象期間における当該租税特別措置の政策目的の達成への効果指標として、税制措置適用施設の利用者数を検証。</p> <p>また、前記平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数、観光収入、1 人当たりの観光消費額、平均滞在日数の達成目標の実現状況を検証。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>観光振興への後押しがなくなり、沖縄振興審議会総合部会専門委員会の審議結果報告及びこれに基づいた同審議会会長の内閣総理大臣への意見具申で述べられている沖縄の自立型経済のさらなる発展に支障が生ずる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>入域観光客数、観光収入、観光客の平均滞在日数の増加を通じて、地元雇用の拡大、立地企業からの税込増、観光メニューの高度化、観光客増加による観光資源への負荷の緩和等の効果が見込まれるほか、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用等の効果が見込まれる。成長著しいアジアにおいて、国際的な観光地としての地位を強化していくには、質の高いサービスの提供、観光客の利便性の向上が求められおり、上記の効果発生に資するため、沖縄において観光の高付加価値拠点を整備に向けた、投資に係るインセンティブが必要。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>観光産業の振興に当たっては、民間の創意を活用することが極めて重要であるが、他方、観光産業は気象や社会情勢の変動など外的要因の影響を受けやすく、不安定であることが課題。</p> <p>こうした中、本制度は、①民間の創意を活かした投資を促進するものであること、②リスクが大きい初期投資を低減し、将来的に安定した事業を展開する意思がある事業者にとって、中期的な優遇を保証するものであることから、最低限のコストで大きな効果が見込めるものとなっている。加えて、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用に向けた自発的な取組に誘導できるものとなっている。以上のことから、本措置は妥当。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県及び市町村による減税措置とあいまって、初期投資のリスクを軽減する多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p>

		③: 地方公共団体が協力する相当性	質の高い観光関連施設の立地を促進することで、観光客数、観光収入の増加が見込まれ、これにより地元経済や雇用の改善が図られることにより、将来の沖縄県、市町村における税込の増加が期待できる。
10	有識者の見解		・沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」(平成 23 年 7 月)の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立的発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 減収見込額積算【国税等】

### ○適用見込み件数

1宿泊施設	2件/年
2宿泊施設以外	3件/年
① スポーツ・レクリエーション施設	1件/年 (ゴルフ場)
② 休養施設	1件/年 (温浴施設)
③ 販売施設	1件/年 (デパート)

法人税	
宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
9,919千円	3,030千円 ①
	1,275千円 ②
	48,031千円 ③
※取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越	
<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>62,255千円</b>

## 減収見込額積算【地方税】

### ○適用見込み件数

1宿泊施設	2件/年
2宿泊施設以外	3件/年
① スポーツ・レクリエーション施設	1件/年 (ゴルフ場)
② 休養施設	1件/年 (温浴施設)
③ 販売施設	1件/年 (デパート)

法人事業税	
宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
10,308千円	3,149千円 ①
	1,325千円 ②
	49,915千円 ③
<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>64,697千円</b>
事業所税	
宿泊施設控除額(1施設)	
6,300千円	
<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>3,150千円</b>
※法人県民税(税割)	
(法人税自動連動)	
宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
575千円	176千円 ①
	74千円 ②
	2,786千円 ③
<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>3,611千円</b>
※法人市町村民税(税割)	
(法人税自動連動)	
宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
1,220千円	373千円 ①
	157千円 ②
	5,908千円 ③
<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>7,658千円</b>

**合計 79,116千円**